

令和8年度『信用保証料補助(特別枠)』について

物価高騰の影響等により経営が圧迫されている市内中小企業を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」(重点支援地方交付金)を活用し、中小企業信用保証料補助(特別枠)を新設しました。対象要件を満たす融資について、信用保証料に対する補助率を引き上げるとともに、上限額も増額します。※繰上償還を伴う融資、借り換えは対象となりません。

対象者

市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等、または、市内に1年以上在住し、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業主
※大和市税、国民健康保険税等に滞納がある場合を除く

支援内容

対象要件	①大和市中小企業融資制度の「中小企業緊急支援資金」 ②神奈川県中小企業制度融資の「原油・原材料高騰等対策特別融資」 上記いずれかの融資を物価高騰の影響等により利用する者であって、神奈川県信用保証協会の保証を令和8年10月1日以後に受け、融資が実行されたもの(既に受けている融資の繰上償還を伴うものは対象外)
補助率	50% ⇒ 100%
上限額	10万円 ⇒ 50万円

申請期限

令和9年2月26日(金)
※予算の上限に達した場合は前倒しで受付終了となりますので、お早めに申請ください。

必要書類

法人	個人
①補助金交付申請書 特別枠専用様式	①補助金交付申請書 特別枠専用様式
②請求書 特別枠専用様式	②請求書 特別枠専用様式
③「信用保証決定のお知らせ」 又は「信用保証書」の写し	③「信用保証決定のお知らせ」 又は「信用保証書」の写し
以下、神奈川県中小企業制度融資利用者のみ	
④履歴事項全部証明書の写し (発行から3ヶ月以内のもの)	⑤直近2期分の「確定申告書及び青色申告書」 の写し

【様式ダウンロード】



【問合せ先】

大和市役所 市民経済・にぎわい創出部 産業活性課
<所在地> 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1
<電話番号> 046-260-5135
<メール> sk.sangy@city.yamato.lg.jp
<受付時間> 平日 8:30~17:00(12時から13時は除く)

期限までに全ての書類が不備なく提出されていない場合、補助金は交付できません

①申請書、②請求書

所定の様式(特別枠専用)を使用して、記入例どおり正確に記入ください。
なお、個人の場合、屋号や役職は不要です。

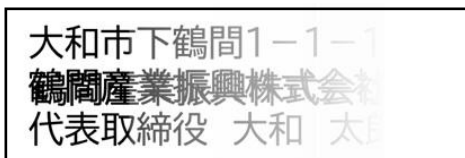
【よくある不備】

- ・「所在地」に、大和市外の事業所の所在地が記入されている。
- ・「履歴事項全部証明書」(下記④参照)の表記どおりに入力されていない。
- ・「担当者氏名」、「電話番号」が未記入。 ※特に、ゴム印を使用されている場合に漏れが散見されます。
- ・振込口座の「金融機関番号」、「支店番号」、「預金種別」が未記入、又は、実際と異なる。
- ・振込口座の「口座名義」が通帳の裏面記載のカナ文字どおりでない。
- ・判読が難しい文字がある。 → 手書きやゴム印ではなく、パソコンで入力ください。

(悪い例)



判読不能、又は、異なる文字に読み取れる。
(やむを得ず手書きする場合、1文字ずつ丁寧な楷書体で記入。)



かすれやにじみがある。



各記入欄で指定された項目以外の記入がある。
(社名、所在地等が一体となったゴム印を使用している等。)



③「信用保証決定のお知らせ」又は「信用保証書」の写し

信用保証料補助(特別枠)は、新規の借りに限るため、繰上償還がある場合は利用できません。

- ・「保証日」が令和8年10月1日以降であることを確認ください。
- ・同時完済による「返戻保証料額」が無いことを確認ください。

(県制度融資利用者のみ)

④法人:「履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内の最新のものの)」の写し

⑤個人:「直近2期分の確定申告書及び青色申告書」の写し

「所在地」、法人代表者の「役職」、「氏名」が、①申請書、②請求書と一致していることを確認ください。

【よくある不備】

- ・「所在地」の建物名、階数等の表記が異なる。
- ・「役職」の表記が異なる。 (「代表取締役社長」は×)
- ・「氏名」の漢字が異なる。

履歴事項全部証明書	
会社法人等番号	
商号	株式会社大和市商事
本店	大和市下鶴間一丁目1番1号 ●●ビル1階
公告をする方法	
会社成立の年月日	
目的	
資本金の額	
株式の譲渡制限	
役員に関する事項	代表取締役 大和 太郎
登記事項に関する事項	